

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊） 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
Ⅱ . 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目 Ⅱ－1 （略） Ⅱ－2 財務の健全性 Ⅱ－2－1 ～ Ⅱ－2－4 （略） Ⅱ－2－5－1 （略） Ⅱ－2－5－2 主な着眼点 (1)、(2) （略） (3) 社内における検討 ① ～ ⑥ （略） ⑦ 保険契約の内容に影響を与える法令等の改正履歴及び改正予定について、遺漏なく把握すべく態勢を整備しているか。 また、平成 20 年 6 月に公布された保険法については、介入権、被保険者による解除請求、危険の増減、保険料の未経過期間に対応した合理的かつ適切な金額の返還など保険契約に係る制度が改正及び新設されており、当該制度に適切に対応できる態勢を整備しているか。 ⑧ （略） (4) ～ (8) （略） Ⅱ－2－5－3 （略）	Ⅱ . 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目 Ⅱ－1 （略） Ⅱ－2 財務の健全性 Ⅱ－2－1 ～ Ⅱ－2－4 （略） Ⅱ－2－5－1 （略） Ⅱ－2－5－2 主な着眼点 (1)、(2) （略） (3) 社内における検討 ① ～ ⑥ （略） ⑦ 保険契約の内容に影響を与える法令等の改正履歴及び改正予定について、遺漏なく把握すべく態勢を整備しているか。 また、<u>保険法</u>においては、介入権、被保険者による解除請求、危険の増減、保険料の未経過期間に対応した合理的かつ適切な金額の返還など保険契約に係る制度が改正及び新設されており、当該制度に適切に対応できる態勢を整備しているか。 ⑧ （略） (4) ～ (8) （略） Ⅱ－2－5－3 （略）

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊） 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
Ⅱ－2－6 ～ Ⅱ－2－8 （略） Ⅱ－3 業務の適切性 Ⅱ－3－1、Ⅱ－3－2 （略） Ⅱ－3－3 保険募集態勢 Ⅱ－3－3－1 （略） Ⅱ－3－3－2 （1）～（7）（略） （8）告知事項・告知書 ① <u>平成 20 年 6 月に公布された</u>保険法において、告知義務が自発的申告義務から質問応答義務となったことの趣旨を踏まえ、保険契約者等に求める告知事項は、保険契約者等が告知すべき具体的内容を明確に理解し告知できるものとなっているか。例えば、「その他、健康状態や病歴など告知すべき事項はないか。」といったような告知すべき具体的内容を保険契約者等の判断に委ねるようなものとなっていないか。 ②（略） <u>（9）保険法対応</u> <u>平成 20 年 6 月に公布された保険法については、保険契約に係る制度が改正及び新設されており、少額短期保険募集人が当該制度に適切に対応できる態勢を整備しているか。</u> <u>（10）（略）</u>	Ⅱ－2－6 ～ Ⅱ－2－8 （略） Ⅱ－3 業務の適切性 Ⅱ－3－1、Ⅱ－3－2 （略） Ⅱ－3－3 保険募集態勢 Ⅱ－3－3－1 （略） Ⅱ－3－3－2 （1）～（7）（略） （8）告知事項・告知書 ① 保険法において、告知義務が自発的申告義務から質問応答義務となったことの趣旨を踏まえ、保険契約者等に求める告知事項は、保険契約者等が告知すべき具体的内容を明確に理解し告知できるものとなっているか。例えば、「その他、健康状態や病歴など告知すべき事項はないか。」といったような告知すべき具体的内容を保険契約者等の判断に委ねるようなものとなっていないか。 ②（略） <u>（削除）</u> <u>（9）（略）</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊） 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
Ⅱ－３－３－３ 団体扱契約等関係について (1) (略) (2) 団体の範囲等の確認態勢 ① ～ ③ (略) Ⅱ－３－３－４ <u>他人の生命の保険契約について、商法第674条第1項（第683条第1項において準用する第664条の規定により準用される場合及び第677条第2項（第683条第1項において準用する第664条の規定により準用される場合を含む。）の規定により準用される場合を含む。）に規定する他人の生命の保険契約（同項ただし書の契約を除く。以下、「他人の生命の保険契約」という。）の契約締結に関して、少額短期保険業者の監督にあつての留意点は、被保険者等の保護及び少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、以下のとおりとする。</u> (1) ～ (4) (略) Ⅱ－３－３－５ (略) Ⅱ－３－４ ～ Ⅱ－３－９ (略) Ⅱ－３－１０ 適切な表示の確保 「総合指針Ⅱ－３－１１ 適切な表示の確保に準じて取扱うものとするが、規則第234条第1項第5号を踏まえ、「総合指針Ⅱ－３－１１ 適切な表示の確保(3)④」については、生命保険会社又は損害保険会社の取扱う保険商品であるかのような誤解を招かないように、当該商品が少額短期保	Ⅱ－３－３－３ 団体扱契約等関係について (1) (略) (2) <u>団体保険又は団体契約における団体の範囲等の確認態勢</u> ① ～ ③ (略) Ⅱ－３－３－４ <u>保険契約者以外の者を被保険者とする死亡保険契約及び傷害疾病による死亡を給付事由とする保険契約者以外の者を被保険者とする傷害疾病定額保険契約（保険金受取人の変更を含む。また、傷害疾病定額保険契約については、保険金受取人が被保険者又はその相続人であるもので、かつ、給付事由が傷害疾病による死亡のみではないものを除く。以下、「他人の生命の保険契約」という。）の締結に関して、少額短期保険業者の監督にあつての留意点は、被保険者等の保護及び少額短期保</u> <u>用者の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、以下のとおりとする。</u> (1) ～ (4) (略) Ⅱ－３－３－５ (略) Ⅱ－３－４ ～ Ⅱ－３－９ (略) Ⅱ－３－１０ 適切な表示の確保 「総合指針Ⅱ－３－１１ 適切な表示の確保に準じて取扱うものとするが、規則第234条第1項第5号を踏まえ、「総合指針Ⅱ－３－１１ 適切な表示の確保(3)⑤」については、生命保険会社又は損害保険会社の取扱う保険商品であるかのような誤解を招かないように、当該商品が少額短期保

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊） 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
険業者の取扱う保険商品であることを適切に表示しているか。 また、少額短期保険業者は、規則第 211 条の 30 第 1 号から第 3 号まで及び規則第 211 条の 31 に基づく措置義務があることを踏まえ、引き受けることができる保険金額の上限を超える等の場合には、保険の引受けを謝絶することがある旨を併せて表示することが望ましい。 Ⅱ－3－11 ～ Ⅱ－3－13 （略） Ⅱ－4 （略） Ⅲ．少額短期保険業者の登録に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－1 監督事務の流れ Ⅲ－1－1 無登録等業者に係る対応 (1) （略） （参考）法第 2 条第 1 項：この法律において「保険業」とは、人の<u>生死</u>に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保 険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険で、法第 3 条第 4 項各号又は第 5 項各号に掲げるものの引受けを行う事業をいう。 ① ～ ②（略） (2) （略） Ⅲ－1－2 ～ Ⅲ－1－8 （略）	険業者の取扱う保険商品であることを適切に表示しているか。 また、少額短期保険業者は、規則第 211 条の 30 第 1 号から第 3 号まで及び規則第 211 条の 31 に基づく措置義務があることを踏まえ、引き受けることができる保険金額の上限を超える等の場合には、保険の引受けを謝絶することがある旨を併せて表示することが望ましい。 Ⅱ－3－11 ～ Ⅱ－3－13 （略） Ⅱ－4 （略） Ⅲ．少額短期保険業者の登録に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－1 監督事務の流れ Ⅲ－1－1 無登録等業者に係る対応 (1) （略） （参考）法第 2 条第 1 項：この法律において「保険業」とは、人の<u>生存又は死亡</u>に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険で、法第 3 条第 4 項各号又は第 5 項各号に掲げるものの引受けを行う事業をいう。 ① ～ ②（略） (2) （略） Ⅲ－1－2 ～ Ⅲ－1－8 （略）

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊） 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理 Ⅲ－２－４ 少額短期保険募集人の登録事務 (1) 登録申請書の受理及び確認 ① ～ ⑨ (略) ⑩ 登録申請書の添付書類 ア. ～オ. (略) カ. 規則第 214 条第 1 項第 3 号に規定する「これに代わる書類」とは、次の書類をいう。 (ア) ～ (ウ) (略) (エ) 有効期限内の次の書類の写し 運転免許証、健康保険証、福祉手帳、年金手帳、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード (2) ～ (9) (略) Ⅲ－２－５～Ⅲ－２－１４ (略) Ⅲ－３～ Ⅲ－５ (略) Ⅳ. 保険商品審査上の留意点等 (1) 基本的事項 少額短期保険業者になろうとする者及び少額短期保険業者（以下、Ⅳにおいて「少額短期保険業者」という。）から法の規定に基づき、保険商品の創設又は既存商品の改定に係る届出（以下、Ⅳにおいて「保険商品の届出」という。）が行われた場合の審査にあたっては、保険契約者等の保護	Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理 Ⅲ－２－４ 少額保険募集人の登録事務 (1) 登録申請書の受理及び確認 ① ～ ⑨ (略) ⑩ 登録申請書の添付書類 ア. ～オ. (略) カ. 規則第 214 条第 1 項第 3 号に規定する「これに代わる書類」とは、次の書類をいう。 (ア) ～ (ウ) (略) (エ) 有効期限内の次の書類の写し 運転免許証、健康保険証、福祉手帳（精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳等）、年金手帳、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード (2) ～ (9) (略) Ⅲ－２－５～Ⅲ－２－１４ (略) Ⅲ－３～ Ⅲ－５ (略) Ⅳ. 保険商品審査上の留意点等 (削除) 少額短期保険業者になろうとする者及び少額短期保険業者（以下、Ⅳにおいて「少額短期保険業者」という。）から法の規定に基づき、保険商品の創設又は既存商品の改定に係る届出（以下、Ⅳにおいて「保険商品の届出」という。）が行われた場合の審査にあたっては、保険契約者等の保護を踏まえ、

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊） 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
を踏まえ、各少額短期保険業者の特性や事情等を勘案し、画一的な審査を行うことがないように配慮するとともに、各少額短期保険業者の創意工夫を活かし、保険契約者等のニーズの変化に即応した迅速な商品開発を可能とする観点も踏まえ、法第 272 条の 4 第 1 項第 5 号及び第 6 号に基づき審査を行うこととし、特に以下の点に留意することとする。 また、既に締結された保険契約（売り止めした商品を含む。以下、「既契約」という。）を継続保有したまま少額短期保険業者の登録を行う場合、特定保険業者から他の少額短期保険業者へ既契約の包括移転等を行う場合には、その既契約に係る保険商品についても、同様の取扱いを行うこととする。 <u>なお、本件保険商品審査上の留意点等については、保険商品の届出に係る審査内容及び保険契約者等のニーズ等を踏まえ、より効率化、明確化及び透明性を図る観点から適時に改訂を行っていくこととする。</u> (2) 保険法対応 <u>平成 20 年 6 月に公布された保険法においては、保険契約に関する法制について、保険契約締結に際しての告知、保険給付の履行期等に関する保険契約者等の保護に資するための規定の整備等がなされているところである。</u> <u>当該保険法は、保険給付の履行期等において保険契約者等に不利な約款内容を無効とする片面的強行規定が盛り込まれたこと及び保険法施行前に締結されている保険契約にも適用される規定があること等から、各少額短期保険業者においては、「Ⅱ－2－5 商品開発に係る内部管理態勢」のⅡ－2－5－2（3）⑦に示すとおり、保険法制定の趣旨を踏まえ、全ての保険商品の約款等の規定内容等を検証したうえで保険商品の届出を保険法施行までの間にいき、必要な手続きを完了しておく必要がある。</u>	各少額短期保険業者の特性や事情等を勘案し、画一的な審査を行うことがないように配慮するとともに、各少額短期保険業者の創意工夫を活かし、保険契約者等のニーズの変化に即応した迅速な商品開発を可能とする観点も踏まえ、法第 272 条の 4 第 1 項第 5 号及び第 6 号に基づき審査を行うこととし、特に以下の点に留意することとする。 また、既に締結された保険契約（売り止めした商品を含む。以下、「既契約」という。）を継続保有したまま少額短期保険業者の登録を行う場合、特定保険業者から他の少額短期保険業者へ既契約の包括移転等を行う場合には、その既契約に係る保険商品についても、同様の取扱いを行うこととする。 <u>なお、平成 22 年 4 月より保険法が施行されており、その中で保険契約者等を保護するための規定の整備等が行われたところ。保険法の規定を踏まえた保険商品審査を引き続き行っていくとともに、審査上の留意点等については、保険商品の届出に係る審査内容及び保険契約者等のニーズ等を踏まえ、より効率化、明確化及び透明性を図る観点から適時に改訂を行っていくこととする。</u> (削除)

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊） 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<u>また、当局においても、各少額短期保険業者から保険商品の届出が行われた場合には、保険法の規定に沿った約款等の改定が行われているかどうか、及び保険契約者等の保護に欠ける条項、不明確な条項、保険契約者等の合理的期待に反する条項等がないか等、審査基準に適合しているかどうかの確認を迅速かつ適切に行う必要がある。</u> <u>なお、保険法対応に係る具体的な留意点については、「総合指針Ⅳ－１－１７ 保険法対応」に準じて取扱うものとする。</u>	
Ⅳ－１ 事業方法書の記載事項に係る審査事項	Ⅳ－１ 事業方法書の記載事項に係る審査事項
Ⅳ－１－１～Ⅳ－１－６ （略）	Ⅳ－１－１ ～ Ⅳ－１－６ （略）
Ⅳ－１－７ 保険証券、保険契約の申込書及びこれらに添付すべき書類に記載する事項 (1) 保険証券記載事項については、<u>商法</u>の規定に照らし適正なものとなっているか。また、契約内容を簡潔明瞭に記載し、権利義務関係が明確となっている等、保険契約者等の保護上必要な項目を記載することとなっているか。 (2) (略)	Ⅳ－１－７ 保険証券、保険契約の申込書及びこれらに添付すべき書類に記載する事項 (1) 保険証券記載事項については、<u>保険法</u>の規定に照らし適正なものとなっているか。また、契約内容を簡潔明瞭に記載し、権利義務関係が明確となっている等、保険契約者等の保護上必要な項目を記載することとなっているか。 (2) (略)
Ⅳ－１－８ （略）	Ⅳ－１－８ （略）
Ⅳ－２ 普通保険約款の記載事項に係る審査事項	Ⅳ－２ 普通保険約款の記載事項に係る審査事項
Ⅳ－２－３ ～ Ⅳ－２－９ （略）	Ⅳ－２－１ ～ Ⅳ－２－９ （略）
(新設)	<u>Ⅳ－２－１０ 保険法対応</u> <u>「総合指針Ⅳ－１－１７ 保険法対応」に準じて取り扱うものとする。</u>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊） 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
IV－3、IV－4 （略） （新設）	IV－3、IV－4 （略） <u>IV－5 商品販売予定を踏まえた効率的な保険商品審査の実施</u> <u>保険商品審査においては、少額短期保険業者からの要望がある場合には事前の意見交換を行うとともに、具体的な商品販売予定の有無を確認し、商品販売予定のある届出案件を優先するなど効率的な保険商品審査に努めるものとする。</u>